

**「障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託」に係る
企画提案競技審査要領**

(目的)

第1条 この審査要領は、「障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託」に係る企画提案競技実施要領に基づき、企画提案書等の内容について公正かつ適正に審査し、委託候補者を選定するため必要事項を定めるものである。

(設置)

第2条 障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務に関する企画提案内容の審査及び委託候補者を選定するため、審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 障害福祉課長
- (2) 障害福祉課長が指名する者
- 2 委員会の委員長は障害福祉課長が務める。
- 3 第1項による委員は、障害福祉課長が委嘱する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。
- 4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として委員会に出席し、審査することができる。

(審査の実施方法)

第5条 審査は、企画提案書等による書類審査とプレゼンテーション審査により実施する。

- 2 審査は、別表の評価表(審査基準)に基づき、1～2については評価項目の内容について5段階評価し、係数を乗じた評価点とし、3～4については評価項目それぞれについて評価を行い、評価点を付ける。
- 3 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 事務局は障害福祉課に置く。

附則

この要領は、令和8年8月24日から施行する。